

農業委員会定例会 1月

1. 開催日時 令和2年1月20日 午後4時30分～

2. 開催場所 国民宿舎「小豆島」会議室

3. 欠席委員 1番委員、6番委員

4. 議事日程

(1) 審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について

議案第3号 農用地利用配分計画（案）について

議案第4号 青年等就農計画認定の審査について

(2) 協議事項

法定協議事前調整の申出に係る意見書について

(XXXXXXXXXX 駐車場追加整備関係)

5. その他

6. 会議の概要

事務局	<p>定刻をかなり過ぎましたが、ただいまから定例会を開催したいと思います。</p> <p>議事につきましては、会長に進行をお願いします。</p>
議長	<p>今年最初の定例会でございます。昨年は大変お世話になりました。本年もどうぞよろしくお願いいたします。時間が差し迫っておりますので、早速始めたいと思います。傍聴として推進委員会の方に来ていただいておりますことをお伝えしておきます。</p> <p>本日の議事録署名人ですが、8番委員、9番委員をお願いします。</p> <p>議案の審議に入る前に、先月確認を要することとした案件について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>先月の案件で確認することとしたのは、■■■■さん所有の農地を(■■■■■■■■■■)■■■■■■■■■■が資材置場に転用するための農地法第5条の規定による許可申請に係るものです。この中で、土地利用計画図にも描かれていた小屋のような工作物の扱いについて、確認することとした。申請地内に建てられてある本工作物については、撤去せず倉庫として利用する計画となっております。また、これは無断転用でありますので、始末書の提出も受けました。</p>
議長	<p>事務局からの報告どおり、始末書の提出をもってこの件は終わりたいと思います。</p> <p>それでは、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の1番について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案の記載について、譲渡人 代表して■■■■■■■■■■の住所になっております。</p> <p>1番は、大阪府在住の■■■■■■■■■■さん外5名所有の 蒲生 字 ■■■■ ■■■■ 畑 299㎡ について 池田 ■■■■ の(■■■■■■■■■■)が譲り受け、申請地ではオリーブを栽培する計画となっております。■■■■■■■■■■の現在の経営規模は 165,690.29㎡で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと思います。</p>

議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
職務代理	更新なので問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	2番は、西村在住の■■■■さん所有の 西村 字 ■■ ■■■■ 畑 761 m ² と 西村 字 ■■ ■■■■ 畑 163 m ² と 西村 字 ■■ ■■■■ 田 211 m ² の計3筆1,135 m ² について 池田■■番地の■■■■さん外1名が譲り受け、申請地では野菜、レモンを栽培する計画となっています。■■■さんたちの現在の経営規模は0 m ² ですが、今回の所有権移転で5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと思います。
議長	地元委員さんは本日欠席ですが、事務局のほうで何か聞いていますか。
事務局	6番委員からは、現地確認しましたが、特に問題ないであろうとの旨を伺っています。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第2号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、池田在住の■■■■さん所有の
池田 字 ■■■ ■■■番 ■畑 1,264 m² について
池田■■■■の■■■■さんが、引き続き借り受けるものです。
申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

2番委員 引き続き、更新するという事で問題ないと思われます。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第2号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、池田在住の■■■■さん所有の
池田 字 ■■■ ■■■田 461 m² について
池田2177番地の■■■■さんが、再度借り受けるものです。
申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は1年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

2番委員 先月に出す案件でありましたが、一月遅れたため新規となっておりますが、実際には更新の案件であります。特に問題ないと思います。

議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第2号（農用地利用集積計画（利用権設定））の3番から13番 について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>3番は、蒲生在住の■■■■さん所有の 蒲生 字 ■■■■ ■■■■ 畑 1,054 m² について</p> <p>4番は、蒲生在住の■■■■さん所有の 蒲生 字 ■■■■ ■■■■ 畑 420 m² と 蒲生 字 ■■■■ ■■■■ 畑 506 m² と 蒲生 字 ■■■■ ■■■■ 畑 378 m² の計3筆1,304 m²について</p> <p>5番は、蒲生在住の■■■■さん所有の 蒲生 字 ■■■■ ■■■■ 畑 567 m² について</p> <p>6番は、木庄在住の■■■■さん所有の 蒲生 字 ■■■■ ■■■■ 畑 1,229 m² について</p> <p>7番は、蒲生在住の■■■■さん所有の 蒲生 字 ■■■■ ■■■■ 畑 396 m² について</p> <p>8番は、兵庫県在住の■■■■さん所有の 蒲生 字 ■■■■ ■■■■ 畑 520 m² について</p> <p>9番は、蒲生在住の■■■■さん所有の 蒲生 字 ■■■■ ■■■■ 畑 574 m² について</p> <p>10番は、蒲生在住の■■■■さん所有の 蒲生 字 ■■■■ ■■■■ 畑 1,685 m² と 蒲生 字 ■■■■ ■■■■ 畑 288 m² の計2筆1,973 m²について</p> <p>11番は、土庄町在住の■■■■さん所有の 蒲生 字 ■■■■ ■■■■番 畑 567 m² について</p> <p>12番は、蒲生在住の■■■■さん所有の 蒲生 字 ■■■■ ■■■■ 畑 656 m² について</p> <p>13番は、高松市在住の■■■■さん所有の 蒲生 字 ■■■■ ■■■■ 畑 369 m² について 蒲生■■■■の■■■■さんが、新たに借り受けるものです。</p>

申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は3番については9年6月間、4番から13番については7年4月間の賃貸借となっています。本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 新規となっていますが、2～3年前に■■■さんの名義で申請され、■■■さんが■■■さんと共同で耕作しています。今回、西蒲生分を■■■さんが耕作し、東蒲生分を■■■さんが耕作するようになったそうです。

事務局 東蒲生分について■■■さんとの契約を一旦合意解約し、■■■さんとの契約にしたものです。

職務代理 以前は荒廃地でしたが、今はきれいに整地してオリーブを栽培していますので問題ないと思います。

4番委員 期間は普通5年や10年が多いですが、なぜ中途半端な期間なのでしょう
か。

事務局 当時、■■■さんが設定した期間の残りの期間を借り受けるためです。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第2号（農用地利用集積計画（利用権設定））の14番について、
7番委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。

【7番委員退席】

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>14番は、大阪府在住の■■■■さん所有の 神懸通 字 ■■■■ ■■■■ 田 301 m² と 神懸通 字 ■■■■ ■■■■ 田 795 m² と 神懸通 字 ■■■■ ■■■■ 田 597 m² の計3筆1,693 m² について神懸通■■■■の■■■■さんが、引き続き借り受けるもの です。 申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は10年間の使用貸借となっ ています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし ているものと思います。</p>
議長	<p>現場は■■■■ダムの下です。更新の案件となりますが、この件について意見 はありますか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。</p>
	<p>【7番委員着席】</p> <p>7番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。 続いて、議案第2号（農用地利用集積計画（利用権設定））の15番について、 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>15番は、草壁本町在住の■■■■さん所有の 草壁本町 字 ■■■■ ■■■■ 田 510 m² と 草壁本町 字 ■■■■ ■■■■ 田 798 m² の計2筆1,308 m²について 草壁本町■■■番地■■■の■■■■さんが、引き続き借り受けるものです。 申請地では、水稻、野菜を栽培する計画で、期間は3年間の使用貸借とな っています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし ているものと思います。</p>
議長	<p>地元委員さん、この件について補足説明はありますか。</p>

8番委員	きちんと管理されていますし、更新なので問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第2号（農用地利用集積計画（利用権設定））の16番と17番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	16番は、田浦在住の■■■■さん所有の 田浦 字 ■■■■ 畑 802 m ² について 17番は、田浦在住の■■■■さん所有の 田浦 字 ■■■■ 畑 398 m ² について 安田■■■■の■■■■さんが、新たに借り受けるものです。 申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。
議長	地元委員は私ですが、申請地は、ゴカイの養殖場の手前です。先日、本人とも会い、年齢も私より少し上であり心配もしましたが、話をして熱意もありました。この件について意見はありますか。
9番委員	もうこちらに帰ってきているのですか。
議長	住所は移して、近々帰ってくるということです。とりあえず先行して土地を借りています。早く植えられるようにしなければなりません。海から潮がかぶるでしょうし、ほかによい場所があればと思いますが、新規で頑張るということです。 特段ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第2号（農用地利用集積計画（利用権設定））の18番から20番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

11月定例会のときにご説明しましたように、農地中間管理法が令和元年5月に改正され、1月定例会審議分から、農用地利用集積計画において農地中間管理機構が賃借権の設定等を受ける農用地等について同時に賃借権の設定等を行う場合には、農用地利用配分計画によらず、農用地利用集積計画により一括で農地中間管理事業を利用した賃借権の設定等を行うことができることとなりました。

18番は、高松市在住の[]さん所有の

池田 字 [] [] 畑 241 m² について

19番は、池田在住の[]さん所有の

池田 字 [] [] 畑 486 m² について

20番は、池田在住の[]さん所有の

池田 字 [] [] 畑 1,440 m² について

([]が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である池田[]の[])に貸し付けるものです。

申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

2番委員

3枚とも農業経営基盤強化促進法で利用権の設定を行っていましたが、今回から香川県農地機構を利用した利用権の設定ということでもあります。更新と変わらないもので何ら問題ないと思います。

議長

この件について意見はありますか。

委員一同

ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

次に、議案第3号（農用地利用配分計画）について、私の関係する案件になりますので議長を一時、職務代理にお預けして退席させていただきます。職

務代理さんよろしくお願ひします。

【議長】

職務代理 議長の案件の審議となりますので一時議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。
それでは、事務局から説明をお願ひします。

事務局 議案第3号は、農地中間管理事業として現在貸し付けている
池田 字 [] [] 畑 1,027 m² と
池田 字 [] []) 畑 905 m²、こちら [] 1,253 m²
のうちの一部 計2筆1,932 m²について、蒲生 [] の [] さ
んに貸し付ける計画となっています。
本申請地は、([] が借り受け、馬木 [] の ([]
[] に貸し付けていますが、認定新規就農者である []
さんにその権利を移転するものです。
申請地ではオリーブを栽培する計画で、期間は8年間の賃貸借となっています。

職務代理 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

2番委員 [] さんが新規就農するにあたり、 [] に利用配分された権利をそこから移転するもので、全く問題ありません。

職務代理 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

職務代理 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

【議長着席】

議長、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。
議長の方をお返しします。

議長 次に、議案第4号（青年等就農計画認定の審査）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、計画について説明します。議案の11ページをご覧ください。本申請は、馬木の■■■■さんからの申請となっております。農業経営の開始は今年の3月1日からとなっております。本計画作成にあたっては普及センターの指導を受けながら作成したものとなっております。

■■■さんは■■歳で、職務の経歴から特定の知識・技能を有する中高年齢者として本申請をしています。

営農類型については露地栽培で、将来の農業経営の構想としては、■■■■栽培の技術向上を行い、収穫量の増加とコスト削減による収益力増加を目指すことと、高齢化により耕作放棄地が発生しているため、近隣の■■■■農家と協力し、計画的な作業計画に基づき耕作地の拡大を行い、新規就農当初からの所得を目指す内容となっております。5年後には年間農業所得300万円、年間労働時間2,000時間を目指すとのことです。

作付面積については、5年後に70a、■■■■1.5tを生産する計画です。

1枚めくっていただきまして、生産方式に関する目標としては、5年後には現在所有している軽貨物自動車、刈払機、チェーンソーに加えて自走式粉砕機、小型重機を作物の収穫量に合わせて増やす計画となっております。経営管理に関する目標については、青色申告の実施、パソコンによる経理業務の実施を掲げています。農業従事の態様等に関する目標については、年間120日程度は休日とし、収穫期には臨時雇用を行うとのことです。目標を達成するために必要な措置として、自走式粉砕機及び小型重機の購入を自己資金で行うこととしています。

以上のことから、妥当な計画と考えられます。

議長 この件について意見はありますか。

7番委員 もともと馬木の方ですか。

議長 岡山から移住され、■■■■に勤められ、今は■■■■の手伝いに行っています。この■■■■分の農業外収入を合算した収入を含めて

の計画ということで本人から確認を取りました。

7 番委員

まだ作付けはされていないですか。

議長

正式にはしておらず、現在作っている所を今回の認定後に農地機構を通じて借り受ける形にしたいという考えもあります。機械類も ████████ に勤めている時に一つずつ揃えていったそうです。

10 番委員

██████ を使った ████████ も作っているらしいです。

職務代理

年齢制限はありますか。

事務局

65 歳までです。ただし、この場合は先ほどご説明したように、特定の技能や知識を持った人に限ります。

議長

認定にあたっては農業委員会が最終決定機関となるため、申請段階で普及所がもっと綿密に審査・確認する必要があると思います。██████ さんは熱心にしようと思気込みはありますので、温かく見守っていただけたらと思っています。他に意見はありますか。

委員一同

ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
議案の審議はこれで終わりました。
それでは、引き続き協議事項について事務局から説明をお願いします。

事務局

法定協議事前調整の申出に係る意見書については、████████████████████
駐車場の追加整備に関する意見照会です。
████████████████████ の整備については、建設予定地に関して令和元年 12 月 6 日に農地法第 5 条第 4 項の規定による農地転用の協議が成立しましたが、██████████ の基本設計により、取得済用地での駐車場確保が困難となったため、追加整備による農地転用を行おうとするものです。
████████████████████ の方から県の方に農地転用の協議を行うにあたり、前回協議同様、県から町農業委員会に対して香川県農地関係事務処理要領

に基づく意見聴取がありました。

本日配付の資料をご覧ください。

県に回答予定の内容を記載しています。申出地は、農地転用の協議の成立した[]に隣接する、池田 字 [] [] 畑 184 m²のうち 133.26 m²になります。6の「総合意見」については、事務局の方で「候補地について、転用目的に合った近隣地等の条件を勘案すると申請地以外にはなく、また、現状の農地の利用状況等を勘案してもやむを得ないと考える。」と記載し、この内容で回答を予定していますのでご報告します。

議長

ただいまの説明について質問等ありますか。

[]は既に協議が終わりましたが、今回駐車場の件で出されているものです。これでもう買収をかけるようになるのですか。

事務局

転用しようとする筆は分筆予定で、面積として挙げているうち数の残りの部分は町道側になると聞いています。

議長

町道の場合は意見照会は無いのですか。

事務局

許可不要の転用となるため、ありません。

既に農地転用の協議の成立した学校用地は、参考資料のほうの[]、[]、[]、[]とある地番の土地です。今回、法定協議事前調整の申出に係る意見の農業委員会への照会ということですが、この回答後、来月には[]駐車場追加整備に係る農地転用協議の意見照会が農業委員会にあがってきます。

議長

本件につきましては、この回答でよろしくお願ひできたらと思います。ほかに意見等が無ければ、来月は通常どおりの開催予定とします。それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。

職務代理

ご審議ありがとうございました。
これで定例会を閉会とします。

閉 会 午後5時20分

議 長 会長

議事録署名人 8番

議事録署名人 9番